工事監理業務委託提出図書等一覧表(契約・要領・仕様書等 調査関係)

令和5年5月1日 鎌倉市総務部公的不動産活用課

提出対象	提出 確認		提出書類な原則、提出が必要です	提出 部数	返却 部数	標準 書式	提出時期	関係規定	備考
【契約検査課に提出するもの】									
		01	内訳書	1			入札時等	約款第3条第1項	
		O 2	工程表	1			契約日から	約款第3条第1項	
		O 3	委託業務着手及び管理技術者 選任届	1		有	7日以内	約款第9条第1項	
		O 4	委託業務完了届	1		有	完了時 速やかに	約款第26条第1項	共通仕様書·特記仕様書
【公的不動産活用課に提出するもの】									
		O 5	対象工事図面製本	特記			着手後 速やかに	特記仕様書	製本部数は、特記仕様書による
		- 06	業務計画書	1			契約日から 14日以内	共通仕様書 特記仕様書	一般事項、業務工程計画、業務 体制、業務方針、特記事項等
			一部再委託に関して	1				約款第7条第2項	業務の一部を再委託する場合に 明示
			委託業務履行報告書	1			毎月作成 翌月10日 まで	約款第11条 要領第7条	共通仕様書·特記仕様書
			出勤簿兼月間業務計画(実施)表	1		参考		要領第7条	
			(報告・提案書)	1					必要に応じ指示書、協議書を添 付
			工事監理業務月報	1					工事月間報告書の提出のある 工事のみ
			監理日報 (工事監理業務実施状況)	1		参考			
		8	業務打合簿	3	2	有*	その都度	要領第11条	
		<u></u> 9	打合せ記録	1			その都度	共通仕様書	会議録(着手日、会議開催時)
		10	工事完了通知書	4面作成 確認/押印		完成時	建築基準法	計画通知対象工事	
		11	その他官公署手続き書類	確認				受注者申請書類は写の提出	
		<u></u>		1		有	完了時	建築士法 第20条第3項	
		○ 13	検査記録・検査手直完了報告 (監理業務対象工事について)	各1			その都度	要領第7条	監理者検査、契約検査課検査、 その他検査の記録・報告
]	0.10	検査記録・検査手直完了報告 (監理業務の履行内容について)	各1					
		14	委託業務一部完了届	1		有	部分払請求 時速やかに	約款第31条第2項	書式・提出は契約検査課
		15	管理技術者等に関する措置決 定について	1		有*	市の請求後 10日以内	約款第10条第2項 要領第12条	
		16	調査職員に関する措置請求に ついて	1		有*	事由発生時	約款第10条第3項	
		17	貸与品等受領書(又は借用 書)	1		有*	その都度	約款第12条第2項	代日日笠がも2担ム
		18	貸与品等返還書	1		有*	その都度	約款第12条第4項	貸与品等がある場合
		19	仕様書・設計図書等との不一 致等の確認について	1		有*	その都度	約款第14条第1項 要領第18条第2項	
		20	履行期間の延長について	1		有*	その都度	約款第18条 要領第20条	
		21	契約の解除について	1		有*	事由発生時	約款第39条、40条	

- 注1 指定のない各提出図書には、代表者印又は管理技術者印を押印してください。(工程表及び内訳書は代表者印)
- 注2 「約款」:鎌倉市建築工事監理業務委託契約約款、「要領」:鎌倉市工事監督要領(第32条の規定による準用)。
- 注3 支払い(前金払・請求書等)に係る書類の提出先は予算課となるため、契約後に提出先をお知らせします。
- 注4 ※印 原則、発注者の決裁用(1部)と実際提出用の正・副などの手続き必要数の合計を提出してください。
- 注5 *印 標準書式(工事用)を準用しているものです。